

Ⅳ. 都 市 下 水 路

1. 都市下水路の経緯

滋賀県では、公共下水道に先立って都市下水路として雨水対策が進められてきましたが、現在では、一部の市町を残して、公共下水道に移行されています。

令和6年3月31日現在

市 町 名	都 市 下水路名	計 画 決 定			都市計画法事業認可		
		決定年月日	集水面積 (ha)	総延長 (m)	認可期間 (年度)	総延長 (m)	完了・継続 (移行) の別
大 津 市	堅 田	S43. 3. 30	69. 3	1, 034	S42～S44	1, 034	H10年度に移行
草 津 市	前 川	S49. 2. 15	30	1, 300	S49～S54	798	H11年度に移行
守 山 市	第 1 号	S46. 12. 25	112. 8	2, 000	S47～S51	1, 735	H10年度に移行
近 江 八 幡 市	中 央	S46. 6. 10	71	1, 560	S47～S48	1, 560	S47年度に移行
栗 東 市	中 央	S40. 5. 29	192	3, 302	S46～S52	3, 302	S63年度に移行
	南	S40. 5. 29	171	2, 120	S40～S46	2, 120	S63年度に移行
甲 賀 市	東 幹 線	S47. 7. 4	33	1, 050	S47～S51	1, 050	H 3年度に移行
	西 幹 線	S55. 2. 12	162	3, 396	S54～H元	2, 685	H 3年度に移行
	下 山	S59. 6. 30	46	1, 080	S60～H2	740	H 3年度に移行
	貴 生 川	H2. 11. 22	24. 1	1, 027	H2～H5	269	H 3年度に移行
	伴 中 山	H7. 8. 10	91	－	H7～H8	210	H 9年度に移行
	泉	H7. 8. 10	25	－	H7～H8	1, 310	H 9年度に移行
	大 原 市 場	S45. 5. 1	45	490	S45	490	H 6年度に移行
	長 野	S52. 5. 6	34	560	S52～S55	560	完了
東 近 江 市	北 部	S50. 3. 14	67	2, 580	S50～S61	2, 580	完了
日 野 町	村 井	S48. 1. 8	34	660	S47～S50	660	完了
	上 野 田	S53. 10. 25	85	670	S53～S56	670	完了
	日 野 中 部	S58. 6. 10	52	1, 200	S58～S62	1, 124	S59年度に移行
彦 根 市	広 野	S36. 2. 14	37. 2	490	S35～S36	490	完了
	猿 ケ 瀬	S36. 2. 14	462. 4	3, 240	S35～S42	3, 240	S56年度に移行
	京 町	S46. 6. 8	56. 8	680	S46～S53	680	S56年度に移行
	愛 宕	S55. 10. 9	102	1, 370	S55～S56	284	S56年度に移行
長 浜 市	地 福 寺	S54. 8. 2	39	2, 130	S54～S61	1, 486	H11年度に移行
	相 撲 川	S57. 11. 17	82	860	S57～S62	770	H11年度に移行
米 原 市	下 多 良	S53. 10. 23	33	730	S53～S55	730	H 2年度に移行
	柏 原 西 部	S53. 7. 18	40	330	S53～S54	330	H 2年度に移行
	柏 原 東 部	S63. 7. 19	61	830	S63～H2	830	H 2年度に移行
多 賀 町	四 手	H4. 4. 15	65	2, 922	H4～H7	2, 922	H 8年度に移行

注1：都市下水路とは、公共下水道に先立って雨水対策をする必要があるときに整備されるもの。

注2：公共下水道の雨水幹線と機能的にはまったく同じで、公共下水道の事業計画区域が拡大し含まれれば公共下水道の雨水幹線に移行する。

注3：都市計画決定年月日は、当初告示日。集水面積・総延長は最終。